

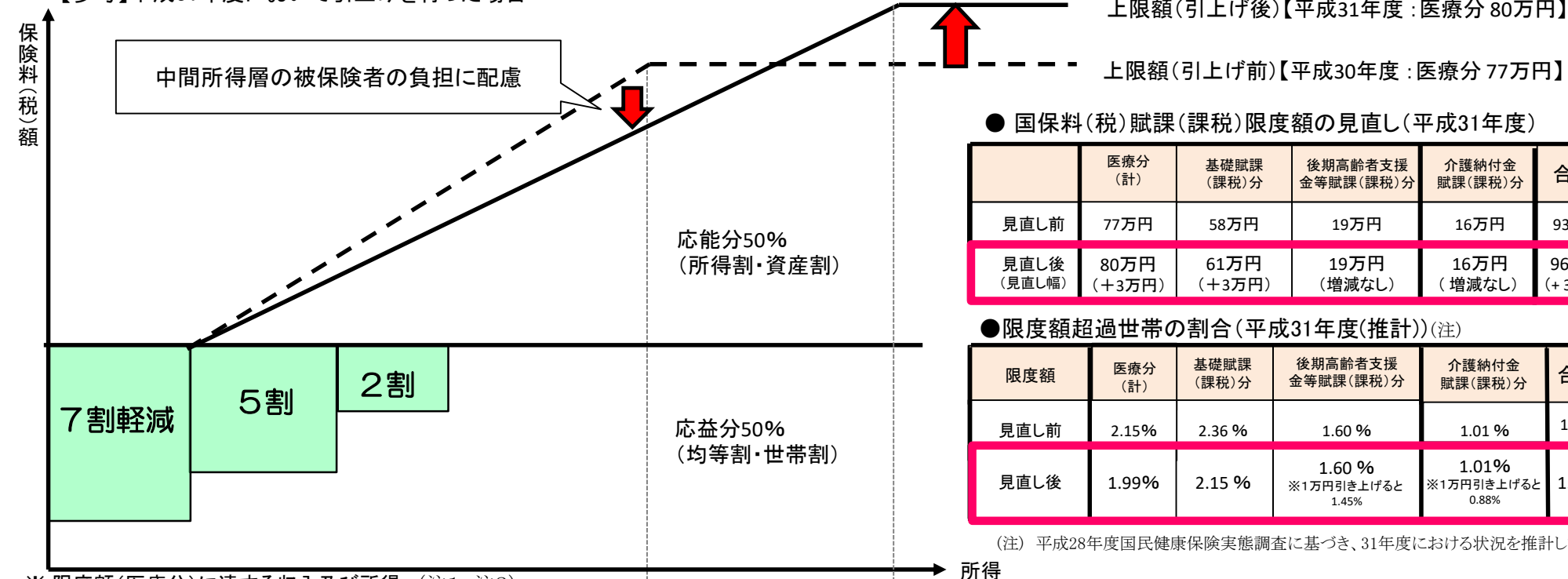
平成31年度の国保保険料(税)賦課(課税)限度額の在り方

- 国保料(税)の賦課(課税)限度額については、被用者保険におけるルール(※)とのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げているところ。

※最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%～1.5%の間となるように法定されている。

- 平成31年度においては、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険料負担の公平を図る観点から、基礎賦課分を3万円引き上げることとする。(後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は据え置く)

【参考】平成31年度において引上げを行った場合



● 国保料(税)賦課(課税)限度額の見直し(平成31年度)

	医療分 (計)	基礎賦課 (課税)分	後期高齢者支援 金等賦課(課税)分	介護納付金 賦課(課税)分	合 計
見直し前	77万円	58万円	19万円	16万円	93万円
見直し後 (見直し幅)	80万円 (+3万円)	61万円 (+3万円)	19万円 (増減なし)	16万円 (増減なし)	96万円 (+3万円)

● 限度額超過世帯の割合(平成31年度(推計))(注)

限度額	医療分 (計)	基礎賦課 (課税)分	後期高齢者支援 金等賦課(課税)分	介護納付金 賦課(課税)分	合 計
見直し前	2.15%	2.36%	1.60%	1.01%	1.86%
見直し後	1.99%	2.15%	1.60% ※1万円引き上げると 1.45%	1.01% ※1万円引き上げると 0.88%	1.75%

(注) 平成28年度国民健康保険実態調査に基づき、31年度における状況を推計したもの。

(注1) 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。

(注2) 保険料率等は、旧ただし書・4方式を採用する平成28年度全国平均値で試算。平成28年度 所得割率 8.59%、資産割額 14,329円、均等割額 29,989円、世帯割額 28,153円。

同様の考え方で平成31年度の限度額に達する収入を試算すると、3方式の場合には給与収入約980万円/年金収入約960万円、2方式の場合には給与収入約1,120万円/年金収入約1,110万円となる。